バイタル測定電子カルテ連携機器　仕様書

この仕様書はバイタル測定電子カルテ連携機器の購入及び納品について適用する。

１．品名

バイタル測定電子カルテ連携機器

２．物品構成

【バイタル測定電子カルテ連携機器　一式】

機器等	数量
バイタル連携ユニット	30 台
医用電子血圧計	30 台
パルスオキシメータ	30 個
非接触体温計	30 個
腋窩体温計	30 個
データ収集アダプタ	1 台
バーコードリーダ RS232C 電源供給タイプ	1 台
PC セッティング費用	27 台
電子カルテ（株式会社ソフトウェア・サービス製）接続費用	1 式

３．機能要件

（１）バイタル連携ユニット

ア　Bluetooth 搭載のバイタル測定機器から、測定されたバイタルデータを自動的に取得できること。また、取得した測定データは電子カルテ PC の画面上で確認できワンタッチで送信（登録）できること。

イ　専用サーバーを設置せず、本装置を運用できること。また、サーバーを介さず電子カルテ PC を用いて運用する構成であること。

ウ　本装置とのデータ連携は、血圧、体温、SpO_2、血糖のバイタル測定項目に対応できること。

エ　本装置とのデータ連携は、複数メーカーの測定機器に対応できること。なお、血糖測定器については、ワンタッチベリオリフレクト（301AABZX00067000）に対応できること。

オ　本装置とバイタル測定機器のペアリングは、専用ソフトでペアリングできること。

カ　Bluetooth 通信により取得したバイタルデータを、USB 接続した電子カルテ PC へ連携できること。

（２）　データ収集アダプタ

ア　バリアフリースケール（AD-6106R）と通信ケーブル等で接続し、測定したデータを自動的に取得できること。

イ　バーコードリーダを接続して患者のバーコードを読み取り、電子カルテ PC 上で当該患者の画面を開くことなく、測定データを当該患者の電子カルテへ直接送信（登録）できること。

ウ　取得した測定結果を本装置の内蔵液晶画面で確認できること。

エ　専用サーバーを設置することなく、電子カルテPCと接続して運用できること。
オ　取得した測定データを本装置の内蔵メモリにバックアップできること。
カ　バイタル連携ユニットと連携して使用できること。

４．一般的条項
（１）搬入、組立、据付、調整は費用に含むこと。
（２）受注者は、バイタル測定電子カルテ連携機器（以下「物品」という。）の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
（３）物品を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
（４）受注者は、物品の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。
ア　物品の構造、機能および取り扱いに関する説明書
イ　物品に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表

５．納入期限
契約の日から令和９年３月１９日まで

６．納入場所
尾鷲総合病院内　　（尾鷲市上野町５番２５号）

７．検査及び引き渡し
受注者は、納品に当たっては、速やかに事務担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、引き渡しを行うこと。
なお検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

８．その他
（１）本物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
（２）操作説明会は求めに応じ、適宜開催すること。
（３）作業は、納期、作業期間のスケジュールについて事前に打ち合わせを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
（４）納入検査後１年間は、使用者の責任に帰さない故障に対しては、無償にて修理もしくは交換を行うこと。
（５）緊急故障時には、早急に復旧できる体制を有すること。
（６）納入に係る経費については入札価格に含むこと。
（７）本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定すること。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第７条第１項の規定により、受注者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（１）受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

（３）受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。